

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

都市計画京都第二赤十字病院地区地区計画を次のように変更する。

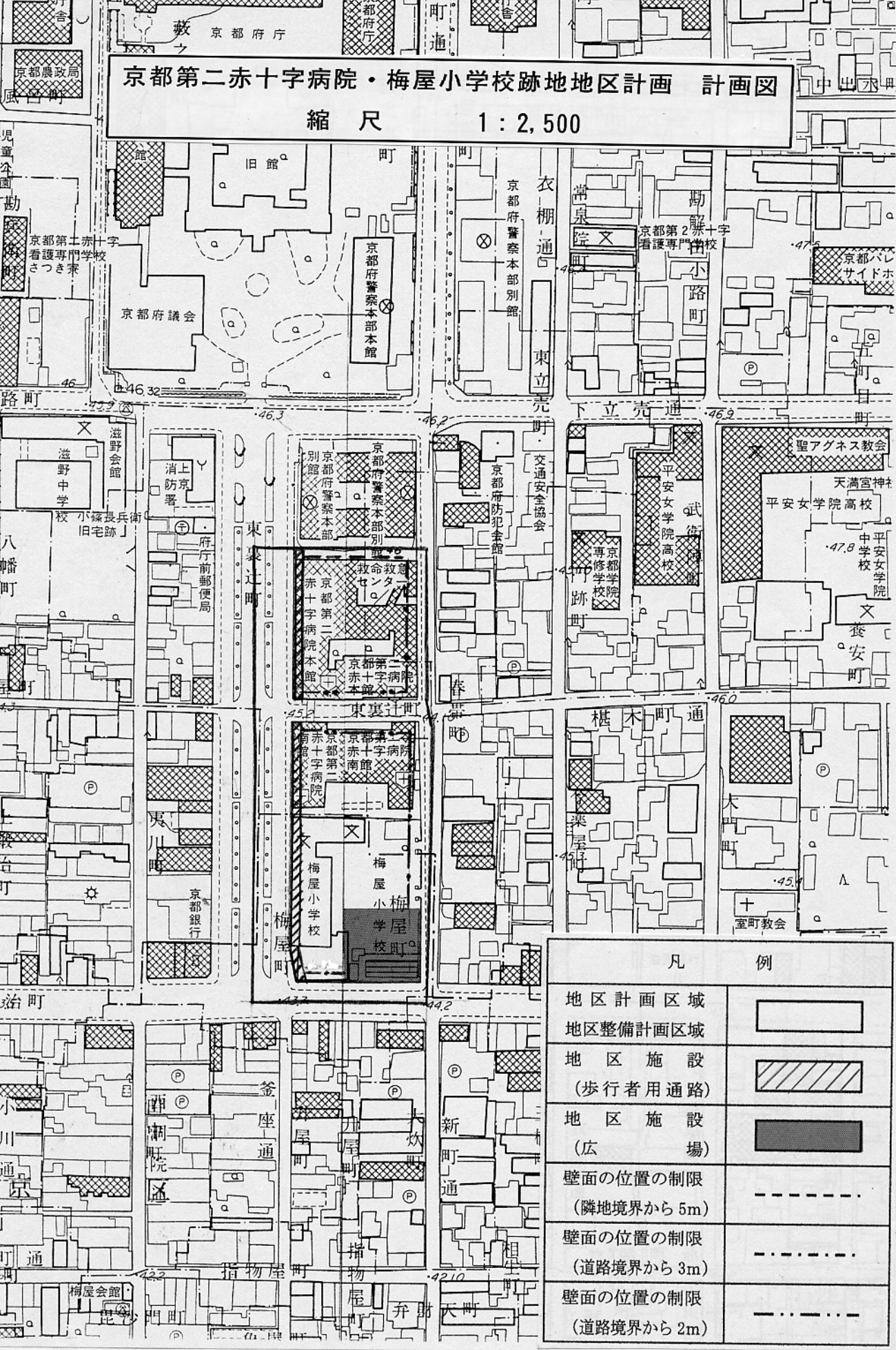
名	称	京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区地区計画
位	置	京都市上京区東裏辻町及び同区春帯町並びに中京区梅屋町の各一部
面	積	約 1.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、京都市の中心部に位置し、京都の基幹病院として位置付けられる京都第二赤十字病院が立地しており、近接する官庁街地区と一体となり、都市機能の中核をなしている。 このような地区において、地区施設や建築物等に関する規制・誘導をすることにより、広範な医療分野の需要に対応した医療施設の充実を図り、医療施設を中心に市民の保健福祉や地域住民のコミュニティ活動の向上に資するよう配慮された施設整備を促し、良好な環境の保護と、京都の都市機能の中核としてふさわしい市街地環境の形成を図る。
	土地利用の方針	医療施設を中心に市民の保健福祉や地域住民のコミュニティ活動の向上のための施設を誘導し、周辺環境に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	病院や付近の施設の利用者等のための安全で快適な空間を確保するために、歩行者空間と広場を整備する。
	建築物等の整備方針	京都の基幹病院を核にして、市民の保健福祉や地域住民のコミュニティの向上を目的とした施設の整備を図り、防災にも配慮した安全で快適な環境を創出する建築物の誘導を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		公共空地 名称 歩行者用通路：幅員 3m，延長約 190m 名称 広 場：面積 約 1,600㎡
	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は，建築してはならない。 1 病院 2 集会所 3 保健衛生又は福祉に関するサービスの用に供する施設その他これらに類する公益上必要な建築物 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 公衆便所又は休憩所 6 バス停留所の上屋又は公衆電話所
	に	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の7
	関する事項	壁面の位置の制限	1 建築物（道路の上空に設けられる渡り廊下の部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から樺木町通までの距離の最低限度は 2m とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から丸太町通及び新町通までの距離の最低限度は 3m とする。 3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（広場の接する部分を除く。）までの距離の最低限度は 5m とする。 4 守衛所，自転車置場，公衆便所，休憩所，バス停留所の上屋，公衆電話所その他これらに類するもので地階を除く階数が 1 のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については，壁面の位置の制限にかかわらず，建築をすることができる。
備考			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区計画 計画図

縮 尺 1 : 2,500



凡	例
地区計画区域	
地区整備計画区域	
地区施設 (歩行者用通路)	
地区施設 (広 場)	
壁面の位置の制限 (隣地境界から5m)	
壁面の位置の制限 (道路境界から3m)	
壁面の位置の制限 (道路境界から2m)	